

令和3年4月1日以降の第1号通所事業における単価について（案）

1 国基準型指定第1号通所事業

ア 基本報酬（基本報酬に対する+0.1%上乗せは、介護給付サービスと同様、令和3年9月30日まで行います。）

地域単価：10.72

		改正後	改正前
月額（包括） 報酬	週1回程度 （事業対象者、 要支援1）	1,672 単位	1,655 単位
	週1回程度 （要支援2）	1,714 単位	1,696 単位
	週2回程度 （事業対象者、 要支援2）	3,428 単位	3,393 単位
1日あたり	週1回程度 （事業対象者、 要支援1）	55 単位	54 単位
	週1回程度 （要支援2）	56 単位	56 単位
	週2回程度 （事業対象者、 要支援2）	113 単位	112 単位

イ 加算・減算

		改正後	改正前
定員超過利用による減算		基本報酬×70%	基本報酬×70%
職員の欠員による減算		基本報酬×70%	基本報酬×70%
中山間地域等サービス提供加算		基本報酬の5%を加算	基本報酬の5%を加算
同一建物減算	週1回程度	-376 単位	-376 単位
	週2回程度	-752 単位	-752 単位
生活機能向上グループ活動加算		100 単位/月	100 単位/月
運動器機能向上加算		225 単位/月	225 単位/月
若年性認知症利用者受入加算		240 単位/月	240 単位/月
栄養アセスメント加算		50 単位/月	
栄養改善加算		200 単位/月	150 単位/月
口腔機能向上加算（Ⅰ）		150 単位/月	
口腔機能向上加算（Ⅱ）		160 単位/月	150 単位/月

選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480 単位/月	480 単位/月
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700 単位/月	700 単位/月
事業所評価加算	120 単位/月	120 単位/月
サービス提供体制強化加算	I 88、176 単位/月	
	II 72、144 単位/月	I イ 72、144 単位/月
	III 24、48 単位/月	I ロ 48、96 単位/月 II 24、48 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月（3月に1回を限度）	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	100 又は 200 単位/月	100 又は 200 単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位/回（6月に1回を限度）	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 単位/回（6月に1回を限度）	5 単位/回
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	
介護職員処遇改善加算	国の基準に従い加算	国の基準に従い加算
介護職員等特定処遇改善加算	国の基準に従い加算	国の基準に従い加算

2 市基準型指定第1号通所事業

ア 基本報酬（基本報酬に対する+0.1%上乗せは、介護給付サービスと同様、令和3年9月30日まで行います。）

地域単価：10.72

		改正後		改正前	
		一体型	単独型	一体型	単独型
月額（包括報酬）	週1回程度 （事業対象者、要支援1）	1,421 単位	1,642 単位	1,399 単位	1,620 単位
	週1回程度 （要支援2）	1,457 単位	1,676 単位	1,434 単位	1,653 単位
	週2回程度 （事業対象者、要支援2）	2,913 単位	3,051 単位	2,868 単位	3,006 単位
1日あたり	週1回程度 （事業対象者、要支援1）	47 単位	54 単位	46 単位	53 単位
	週1回程度 （要支援2）	48 単位	55 単位	47 単位	54 単位
	週2回程度 （事業対象者、要支援2）	96 単位	100 単位	94 単位	99 単位

イ 加算・減算

		改正後		改正前	
		一体型	単独型	一体型	単独型
定員超過利用による減算		基本報酬× 70%	基本報酬× 70%	基本報酬× 70%	基本報酬× 70%
職員の欠員による減算		基本報酬× 70%	基本報酬× 70%	基本報酬× 70%	基本報酬× 70%
同一建物減算	週 1 回程度	-376 単位/ 月	-376 単位/ 月	-376 単位/ 月	-376 単位/ 月
	週 2 回程度	-752 単位/ 月	-752 単位/ 月	-752 単位/ 月	-752 単位/ 月
生活機能向上グループ活動加算		100 単位/月	—	100 単位/月	—
運動器機能向上加算		300 単位/月	—	300 単位/月	—
栄養アセスメント加算		50 単位/月	—		
栄養改善加算		200 単位/月	—	150 単位/月	—
口腔機能向上加算 (I)		150 単位/月	—		
口腔機能向上加算 (II)		160 単位/月	—	150 単位/月	—
選択的サービス複数実施加算		480、555 又は 775 単 位/月	—	480、555 又は 775 単 位/月	—
事業所評価加算		120 単位/月	—	120 単位/月	—
生活機能向上連携加算 (I)		100 単位/月	—		
生活機能向上連携加算 (II)		100 又は 200 単位/月	200 単位/月	100 又は 200 単位/月	200 単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)		20 単位/月	—		
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)		5 単位/回	—	—	—
科学的介護推進体制加算		40 単位/月	40 単位/月		
介護職員処遇改善加算		国の基準に 従い加算	—	国の基準に 従い加算	—
介護職員等特定処遇改善加算		国の基準に 従い加算	—	国の基準に 従い加算	—

※ 上記は現時点での案となりますので、取扱いにつきましては、特段のご理解とご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。